

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想 作成に関するガイドラインの改訂について

令和3年2月

総合政策局安心生活政策課

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が**面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

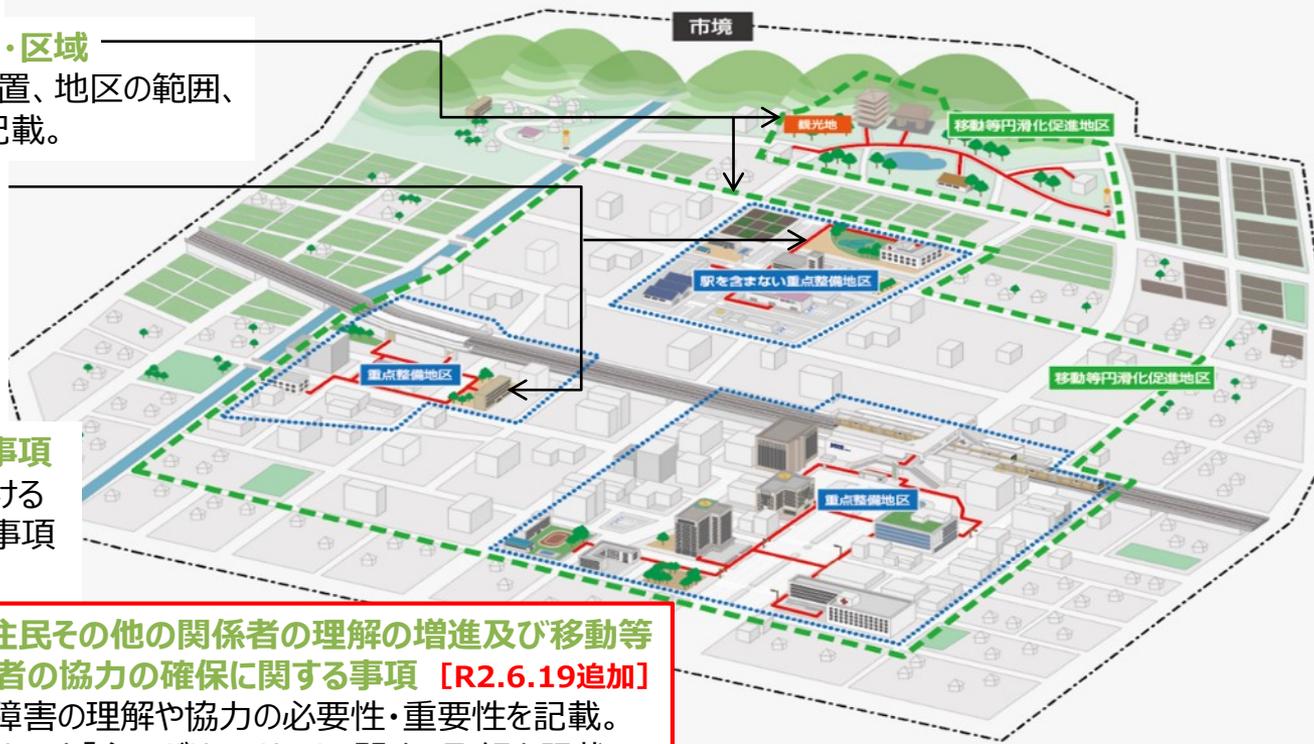
- 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 **[R2.6.19追加]**

- 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



◎ 行為の届出に関する事項

- 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)作成のメリット

○ 事業に関する調整の容易化

- 市町村が目指すバリアフリー化の方向性を示すことにより、複数の関係者間で認識が共有され、**事業者に事業化に向けた準備期間を設ける**ことができる。
- 後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、**段階的な施設のバリアフリー整備が可能**となる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- マスタープランにバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、**円滑な情報収集が可能**となる。

対象施設 以下の施設の管理者等に求めることができる

義務：旅客施設、特定道路
努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無
障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

バリアフリーマップの作成例(高槻市)

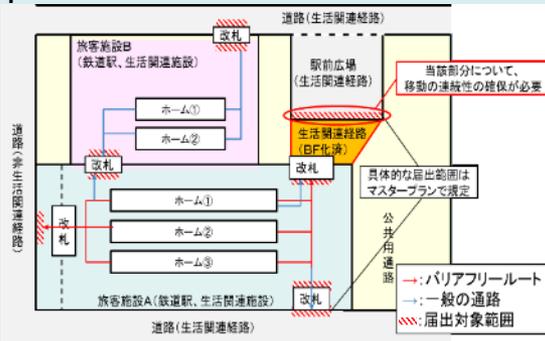


○ 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

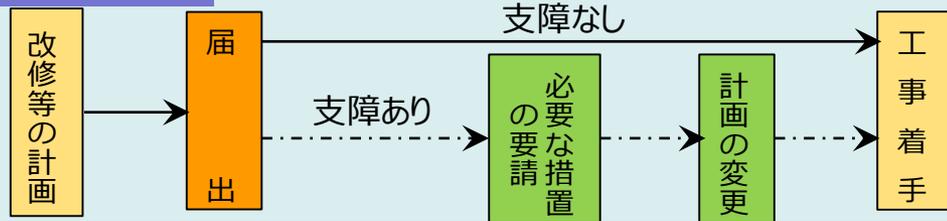
- 旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、**事前に改修工事の内容等を市町村に届け出**てもらうことが可能となり、連続したバリアフリー化が確保されるよう改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、**施設間の連携を図る**ことができる。

届出対象範囲 以下の施設間の出入口部分が対象

- 生活関連施設である旅客施設：
 - 他の生活関連旅客施設
 - 生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設
- 生活関連経路である道路：
 - 生活関連旅客施設
 - 市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



届出の流れ 工事着手の30日前まで



○ 道路や公園等のバリアフリー化に対する交付金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において**歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化**を図る場合、マスタープランに位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の**重点配分の対象**となる。

バリアフリー基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容
 - 対象施設
 - 事業者
 - 整備内容
 - 事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
 - ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
 - ☆ 交通手段の充実
 - ☆ ソフト施策
- 等



(参考)基本構想に位置づけられる特定事業

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

視覚障害者誘導用
ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消



障害者対応型トイレの
整備

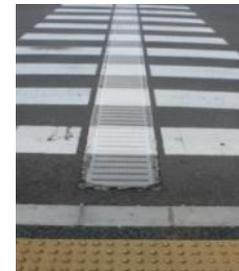


交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育 (バリアフリー教室)
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

バリアフリー基本構想作成のメリット

○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用

- 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

対象事業

（総務省作成資料より）

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

- …車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

- …授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、地方債の対象経費とすることができる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- 基本構想にバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、

障害者用のトイレや駐車施設の有無・数

等

○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。
- 鉄道駅のバリアフリー化の整備に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の重点配分の対象となる。

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

- 市町村がバリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、作成済みの基本構想を見直す場合に活用できる「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を平成20年に作成（平成28年改訂）。
- 平成30年11月一部施行の改正バリアフリー法において創設された移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を市町村が作成しようとする場合に活用できる「移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル」を同年10月に作成。
- 平成31年3月に、両者を1つに統合するとともに、内容の見直し及び拡充を図り、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」として作成※。

※ガイドラインの作成にあたり、学識経験者、障害当事者等で構成した検討会を3回実施。
（委員長：高橋教授（東洋大））

ガイドラインの主なポイント

■ 市町村がマスタープランを新規に作成する場合に参考となる作成手順の流れや各段階におけるポイントを追加

改正バリアフリー法に新たに規定された移動等円滑化促進方針制度の概要及び作成による効果等を掲載

■ 市町村がマスタープランや基本構想の評価・見直しを行う際のポイントや好事例を追加

アンケート調査結果や基本構想に位置づけた事業の進捗状況を踏まえて、記載内容を見直した事例等を追加

■ 都道府県が効率的・効果的な関与を行う際に参考となる市町村の意見や事例を追加

基本構想の作成経費に対する補助の取組や基本構想作成に関するセミナー開催の取組等を掲載

■ 施設間で連携し、一体的にバリアフリー化を行った事例を追加

行政と鉄道事業者の連携による駅前・公園・バスターミナルの歩道における勾配の改善等の取組事例を掲載

目次

I. 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

- 第1章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
- 第2章 ガイドラインの概要
- 第3章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって

II. 移動等円滑化促進方針の作成

- 第4章 移動等円滑化促進方針の作成
- 第5章 移動等円滑化促進方針の評価・見直し

III. バリアフリー基本構想の作成

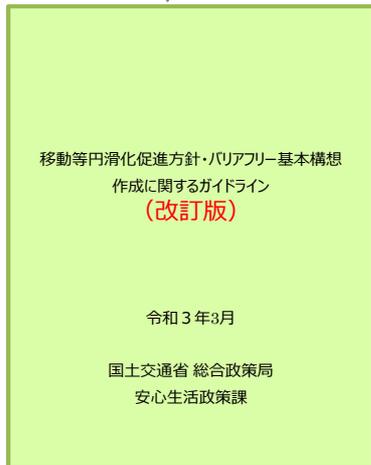
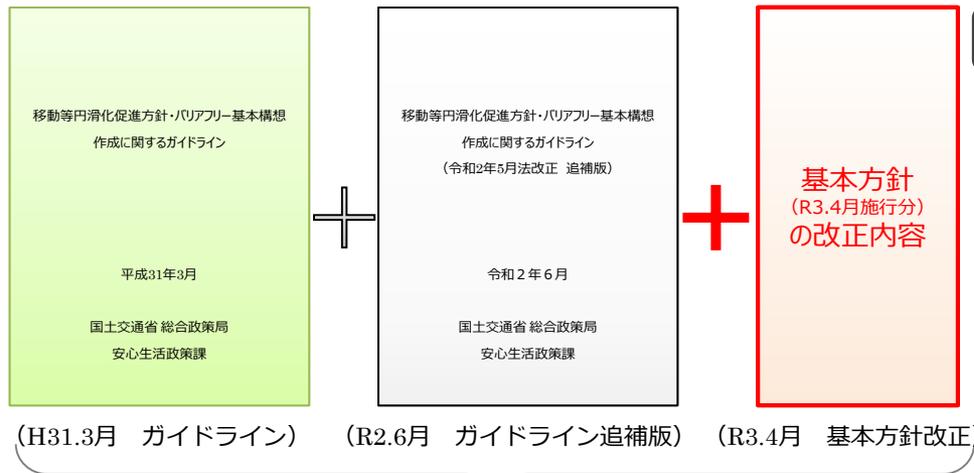
- 第6章 バリアフリー基本構想の作成
- 第7章 バリアフリー基本構想の評価・見直し
- 第8章 特定事業計画の作成



<マスタープラン・基本構想のイメージ図>

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改訂

- R2.5月の法改正を踏まえた追補版の内容や、R3.4月施行予定の基本方針の改正内容を、マスタープラン・基本構想を作成する市町村やその他の関係者等に対して、広く確実に周知するためには、ガイドライン本体に入れ込むことが必要。
- 具体的には、H31.3月に作成した現行のガイドラインについて、“ガイドライン（追補版）の内容の加筆・追記”、“ガイドライン本体の構成の変更・記載内容の修正”という対応が必要となる。そのため、ガイドライン（改訂版）は現行のガイドラインを踏襲しつつ、構成・内容を見直すこととする。



(R3.3月 (予定) ガイドライン (改訂版) を作成)

○ガイドライン改訂の基本的な考え方

○現行のガイドラインを踏まえつつ、追補版の内容、基本方針の改正内容（マスタープラン・基本構想の指針となるべき事項等）を反映。

- R2.5月法改正追補版の反映 (R2.6月施行分)
 - マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追記
 - 基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容の追記

- R3.4月基本方針改正内容の反映 (R3.4月施行分)
 - 移動等円滑化促進地区や重点整備地区の考え方の改善を追記

- その他の参考情報の反映
 - マスタープランの作成事例の充実
 - 基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例の追加
 - 参考資料編に近年の動向を反映

○今後のスケジュール (予定)

時期	実施内容
R2.12～R3.1月	・パブリックコメントの実施（～R3.1.25） ・掲載事例等の照会
R3.1～2月	・パブリックコメントへの対応（意見反映等）
R3.3月	・公表 ・運輸局等へ発送 ・基本構想等作成支援説明会（法改正説明会第Ⅱ部）の開催（各地方ブロック）

ガイドラインの主な改訂内容①

R2.5月法改正追補版の反映（R2.6月施行分）

- マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追記
- 基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容の追記

＜マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載＞

- 面的なバリアフリー化を図る上では、ハード面の整備のみならず、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策が不可欠であるため、基本方針にもあるとおり、次の事項を記載することが重要です。

■ マスタープランに記載する「心のバリアフリー」に関する基本的な内容

（1）移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保が果たす役割

- ① 住民や生活関連施設の職員等の関係者が、**困っている高齢者、障害者等を手助けすること**や、車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等の**移動等円滑化が図られた施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるように配慮すること**など、**住民その他の関係者の理解及び協力が必要であること**。
- ② 市町村や移動等円滑化促進地区内の施設設置管理者等が、**児童、生徒等への教育活動や、住民、職員等に対する啓発活動等を行うことが重要であること**。

（2）住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する関係者の取組

- ① **児童、生徒等に対するバリアフリー教室や住民向けのバリアフリーに関するセミナーの開催等**、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する市町村の取組の内容
- ② **施設や車両等の利用者に対する優先席、車椅子利用者用駐車施設等の利用に係る適正な配慮についての啓発活動の実施等**、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する施設設置管理者の取組の内容
- ③ **バリアフリー教室への参加等**、住民、施設及び車両等の利用者等の取組の内容

＜基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の記載＞

- 特定事業の詳細は、基本構想作成後に各事業実施者が作成する特定事業計画に委ねられますが、事業実施にあたって疑義が生じないように、基本構想にもできる限り具体的かつ明確に記載することが重要です。

■ 教育啓発特定事業に関する記載事項

○ 実施する特定事業の種類を記載

「心のバリアフリー」などのソフト対策に係る事業については、これまで特定事業としてではなく、その他の関係する事業として基本構想に位置づけられるものも存在するが、**新たに特定事業として実施する場合や、見直しにより特定事業として位置づける場合には、「教育啓発特定事業」として実施されることを明記**。

○ 特定事業の実施者を記載

教育啓発特定事業を**実施する主体（市町村又は施設設置管理者（民間企業等も含まれる））**や関係者を記載。

○ 特定事業の内容・対象施設（対象地区）等を記載

教育啓発特定事業を実施する地区や場所等については、具体的には特定事業計画に記載されるが、**主として重点整備地区内で実施するのか、重点整備地区内外に渡って実施するのか、実施する教育啓発特定事業に求められる効果を勘案してあらかじめ明確にしておく**。

○ 特定事業の実施予定期間を記載

○ その他特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項を記載

事業実施に当たって、関係者があらかじめ理解しておくべき共通事項を記載しておく。

ガイドラインの主な改訂内容②

R3.4月基本方針改正内容の反映 (R3.4月施行分)

- 移動等円滑化促進地区や重点整備地区の考え方の改善を追記

＜移動等円滑化促進地区・重点整備地区の考え方の運用改善＞

- 移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の要件は、バリアフリー法及び基本方針において、次の(1)～(3)のように定められており、基本方針において、その指針となる考え方が次の(4)も含めて、以下のとおり示されています。

旅客施設及び特別特定建築物の限定が削除され、**全ての生活関連施設が3以上あれば対象**になる(地域の実情に応じて設定しやすく)

(1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

基本方針では、原則として**生活関連施設が概ね3以上**あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としています。なお、旅客施設を含まない移動等円滑化促進地区の設定も可能です。

「徒歩圏内」の考え方の目安としての「面積約400ha未満の地区」が削除され、**柔軟な地区設定が可能**になる

(2) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

(略)

(3) バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

(略)

(4) 境界の設定等

(略)

基本方針において示されている上記のような考え方を参考としつつ、生活関連施設や生活関連経路の設定については、「4-4 生活関連施設・生活関連経路の設定」で示している考え方や留意点を踏まえて、**地域の実情に応じて地区の設定を行うことが重要**です。

「生活関連施設・生活関連経路の設定」にも、**柔軟な地区設定が可能**となる生活関連施設・生活関連経路の設定のポイントを追記

 **Point** (追記部分)

- ☞ 生活関連経路が接続される施設だけでなく、地域の生活関連施設の集積度合いを示すためにも、地区内の生活関連施設の把握に努める。
- ☞ 生活関連経路は、全ての施設相互間の経路が設定できなくても、優先順位が高いものや位置づけの調整が整ったものから順次位置づけていくことが重要。

ガイドラインの主な改訂内容③

その他の参考情報の反映

- マスタープランの作成事例の充実
- 基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例の追加
- 参考資料編に近年の動向を反映

<基本構想等の住民提案制度の活用方法>

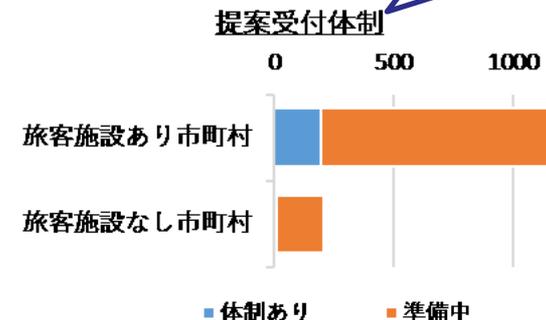
➤ 住民提案があった場合に積極的に検討すべき旨の加筆（令和2年6月基本方針改正）

（基本方針（抜粋））

- 基本構想等の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努める
- 提案を受けた際には、**基本構想等の作成等の必要性を判断する機会と捉え、基本構想等の作成等について積極的な検討を行う**
- 提案を受け**検討した結果作成しない場合でも、地域のニーズに対して必要な説明責任を果たすためその理由を公表する必要がある**

➤ 住民提案制度を活用するためのポイントや具体的な事例を追記

提案を受け付ける体制が構築されているのは全体の約1割……



◀出典▶ 『基本構想作成予定等調査（平成31年3月末時点）』：
<https://www.mlit.go.jp/common/001354741.pdf>

市町村が取り組むべき体制の整備や検討方法等のポイント（抜粋）

○ 基本構想の素案について

- 基本構想等の素案には、基本的に、①生活関連施設、②それをつなぐルート（どのようなルートを使うか）、③どのように改善して欲しいかが記載されていれば、素案として成立。
 ⇒ 上記①～③を踏まえて、どのようなものを素案として住民に求めるかは、各市町村が設定することが望まれます。

○ 住民提案制度の周知について

- 住民提案を受ける前から、提案の受理後、計画の検討中、計画作成後まで、住民に対して住民提案制度の継続的な周知が望まれます。
 （例）ホームページや広報での公表、出前講座等での説明、作成の手引き等の作成・公表、素案作成に係る事前相談の受付等

○ 住民提案への市町村の支援について

- 住民提案を支援するため、①提案者への支援、②提案を受けた際の手続き、検討体制の明確化等、③関係者間の相互理解を促す仕組み・工夫などの市町村の適切な体制、仕組みの構築が望まれます。

基本構想・移動等円滑化促進方針作成市町村一覽

〇移動等円滑化基本構想作成市町村（令和2年3月末時点）

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村			
北海道	札幌市	千葉県	千葉市	神奈川県	大和市			
	小樽市		市川市		伊勢原市			
	旭川市		船橋市		座間市			
	室蘭市		松戸市		大磯町			
	釧路市		野田市		二宮町			
	北見市		習志野市		新潟市			
	苫小牧市		柏市		長岡市			
	江別市		市原市		柏崎市			
	千歳市		流山市		新発田市			
	滝川市		八千代市		見附市			
	深川市		我孫子市		糸魚川市			
	富良野市		鎌ヶ谷市		上越市			
	恵庭市		浦安市		南魚沼市			
	伊達市		袖ヶ浦市		湯沢町			
青森県	遠軽町	東京都	千代田区	富山県	魚津市			
	青森市		港区		射水市			
	盛岡市		新宿区		石川県	金沢市		
	一関市		文京区		福井県	福井市		
宮城県	仙台市		台東区		山梨県	敦賀市		
	松島町		墨田区			甲府市		
秋田県	秋田市		江東区		山梨市	長野県	諏訪市	
	山形市		品川区		笛吹市		塩尻市	
山形県	南陽市		目黒区		上野原市	岐阜県	茅野市	
	福島市		大田区		松本市		岐阜市	
福島県	会津若松市		世田谷区		岡谷市		静岡県	静岡市
	郡山市		中野区		諏訪市			浜松市
	いわき市		杉並区		塩尻市			沼津市
	水戸市		杉並区		塩尻市			沼津市
茨城県	日立市	豊島区	多治見市	愛知県	瀬戸市			
	土浦市	北区	中津川市		春日井市			
	石岡市	荒川区	瑞浪市		豊川市			
	笠間市	板橋区	羽島市		刈谷市			
	取手市	練馬区	惠那市		刈谷市			
	ひたちなか市	足立区	美濃加茂市		豊田市			
栃木県	宇都宮市	葛飾区	土岐市		三重県			津市
	栃木市	渋谷区	土岐市					伊勢市
	佐野市	八王子市	各務原市			松阪市		
	鹿沼市	武蔵野市	可児市			桑名市		
	日光市	三鷹市	可児市			亀山市		
	小山市	府中市	瑞穂市			亀山市		
群馬県	那須塩原市	調布市	瑞穂市			滋賀県	大津市	
	下野市	町田市	笠松町				彦根市	
	前橋市	小山市	垂井町	長浜市				
	高崎市	那須塩原市	静岡市	近江八幡市				
埼玉県	さいたま市	那須塩原市	静岡市	京都府			草津市	
	熊谷市	那須塩原市	浜松市				守山市	
	川口市	那須塩原市	沼津市				栗東市	
	所沢市	那須塩原市	沼津市				甲賀市	
	東松山市	那須塩原市	沼津市		甲賀市			
	深谷市	那須塩原市	沼津市		山梨市			
	入間市	那須塩原市	沼津市		高島市			
	白岡市	那須塩原市	沼津市		高島市			
	小川町	那須塩原市	沼津市		米原市			
	寄居町	那須塩原市	沼津市		竜王町			
		那須塩原市	沼津市		京都市			
		那須塩原市	沼津市		福知山市			
		那須塩原市	沼津市		宇治市			
		那須塩原市	沼津市		亀岡市			
	那須塩原市	沼津市	向日市					
	那須塩原市	沼津市	長岡京市					
	那須塩原市	沼津市	八幡市					
	那須塩原市	沼津市	京田辺市					
	那須塩原市	沼津市	木津川市					
	那須塩原市	沼津市	大山崎町					
	那須塩原市	沼津市	大阪市					
	那須塩原市	沼津市	堺市					
	那須塩原市	沼津市	岸和田市					
	那須塩原市	沼津市	豊中市					
	那須塩原市	沼津市	池田市					
	那須塩原市	沼津市	吹田市					
	那須塩原市	沼津市	高槻市					
	那須塩原市	沼津市	貝塚市					
	那須塩原市	沼津市	守口市					
	那須塩原市	沼津市	枚方市					
	那須塩原市	沼津市	茨木市					
	那須塩原市	沼津市	八尾市					
	那須塩原市	沼津市	泉佐野市					
	那須塩原市	沼津市	富田林市					
	那須塩原市	沼津市	寝屋川市					
	那須塩原市	沼津市	河内長野市					
	那須塩原市	沼津市	松原市					
	那須塩原市	沼津市	大東市					
	那須塩原市	沼津市	和泉市					
	那須塩原市	沼津市	箕面市					
	那須塩原市	沼津市	柏原市					
	那須塩原市	沼津市	羽曳野市					
	那須塩原市	沼津市	門真市					

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
愛知県	瀬戸市	大阪府	摂津市	福岡県	高知市
	春日井市		高石市		北九州市
	豊川市		藤井寺市		福岡市
	刈谷市		東大阪市		大牟田市
	豊田市		泉南市		久留米市
	日進市		四條畷市		筑紫野市
	知多市		交野市		大野城市
	阿久比町		大阪狭山市		古賀市
	津市		阪南市		阪南市
	伊勢市		島本町		福津市
	松阪市		神戸市		糸島市
	桑名市		姫路市		遠賀町
	亀山市		明石市		唐津市
	大津市		西宮市		長崎市
彦根市	芦屋市	佐賀県			
長浜市	加古川市	長崎市			
近江八幡市	宝塚市	佐賀市			
草津市	川西市	熊本市			
守山市	播磨町	熊本市			
栗東市	奈良市	大分市			
甲賀市	大和郡山市	別府市			
山梨市	橿原市	宮崎市			
高島市	香芝市	鹿児島市			
米原市	葛城市	宮古島市			
竜王町	河合町				
京都市	桜井市				
福知山市	斑鳩町				
宇治市	上牧町				
亀岡市	和歌山市				
向日市	橋本市				
長岡京市	田辺市				
八幡市	高野町				
京田辺市	那智勝浦町				
木津川市	鳥取市				
大山崎町	米子市				
大阪市	倉吉市				
堺市	松江市				
岸和田市	出雲市				
豊中市	江津市				
池田市	倉敷市				
吹田市	笠岡市				
高槻市	広島市				
貝塚市	呉市				
守口市	三原市				
枚方市	尾道市				
茨木市	福山市				
八尾市	東広島市				
泉佐野市	廿日市市				
富田林市	海田町				
寝屋川市	坂町				
河内長野市	下関市				
松原市	山口市				
大東市	周南市				
和泉市	徳島市				
箕面市	高松市				
柏原市	丸亀市				
羽曳野市	松山市				
門真市	今治市				

都道府県	市町村
高知県	高知市
福岡県	北九州市
	福岡市
	大牟田市
	久留米市
	筑紫野市
	大野城市
	古賀市
	阪南市
	福津市
	糸島市
佐賀県	唐津市
長崎県	長崎市
	佐世保市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
	別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	宮古島市

計 304市町村

〇移動等円滑化促進方針作成市町村（令和2年6月末時点）

都道府県	市町村
岩手県	遠野市
東京都	大田区
富山県	射水市
兵庫県	明石市
奈良県	奈良市
山口県	宇部市
福岡県	飯塚市
大分県	大分市

計 8市町村

《参考資料》

- 『移動等円滑化促進方針作成市町村一覽』：
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001351711.pdf>
- 『基本構想作成市町村一覽』：
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001340561.pdf>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する調査経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設予定。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）

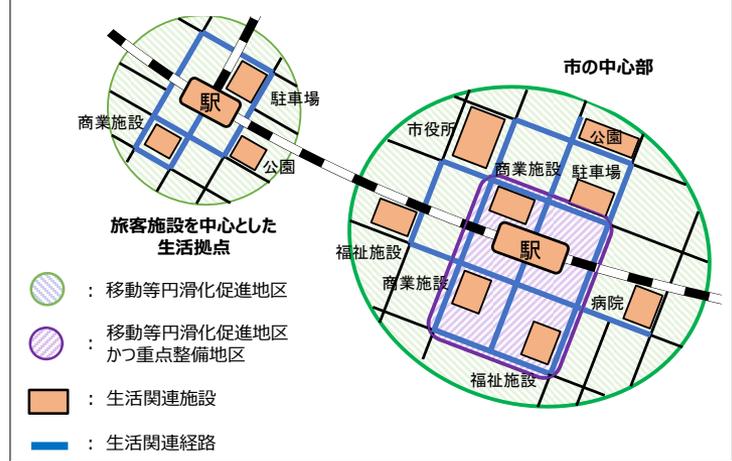
○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な調査経費

- ・ 協議会開催等の事務費
- ・ 住民・利用者アンケートの実施費用
- ・ 短期間の実証調査のための費用 等
- ・ 地域のデータの収集・分析の費用
- ・ 専門家の招聘費用

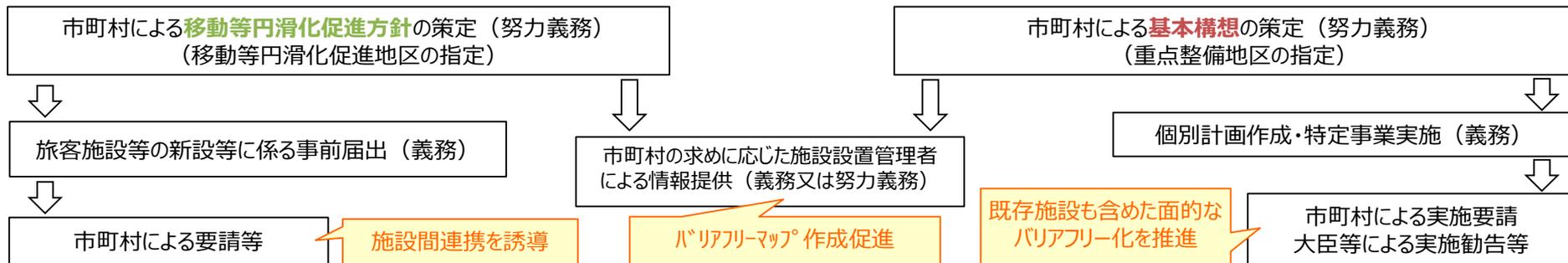
※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：1/2（上限500万円）

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



「移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要」



「参考資料」

- ・『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』
- ・『交付要綱・実施要領』

- ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
- ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html